

産業廃棄物の不適正処理事案と 行政処分等について

1. 不適正処理事案の状況と県の取組
2. 解体工事現場等集中パトロール
3. 解体工事にかかる廃棄物の適正処理
4. 元請業者等に対する行政処分
5. 産廃条例の改正

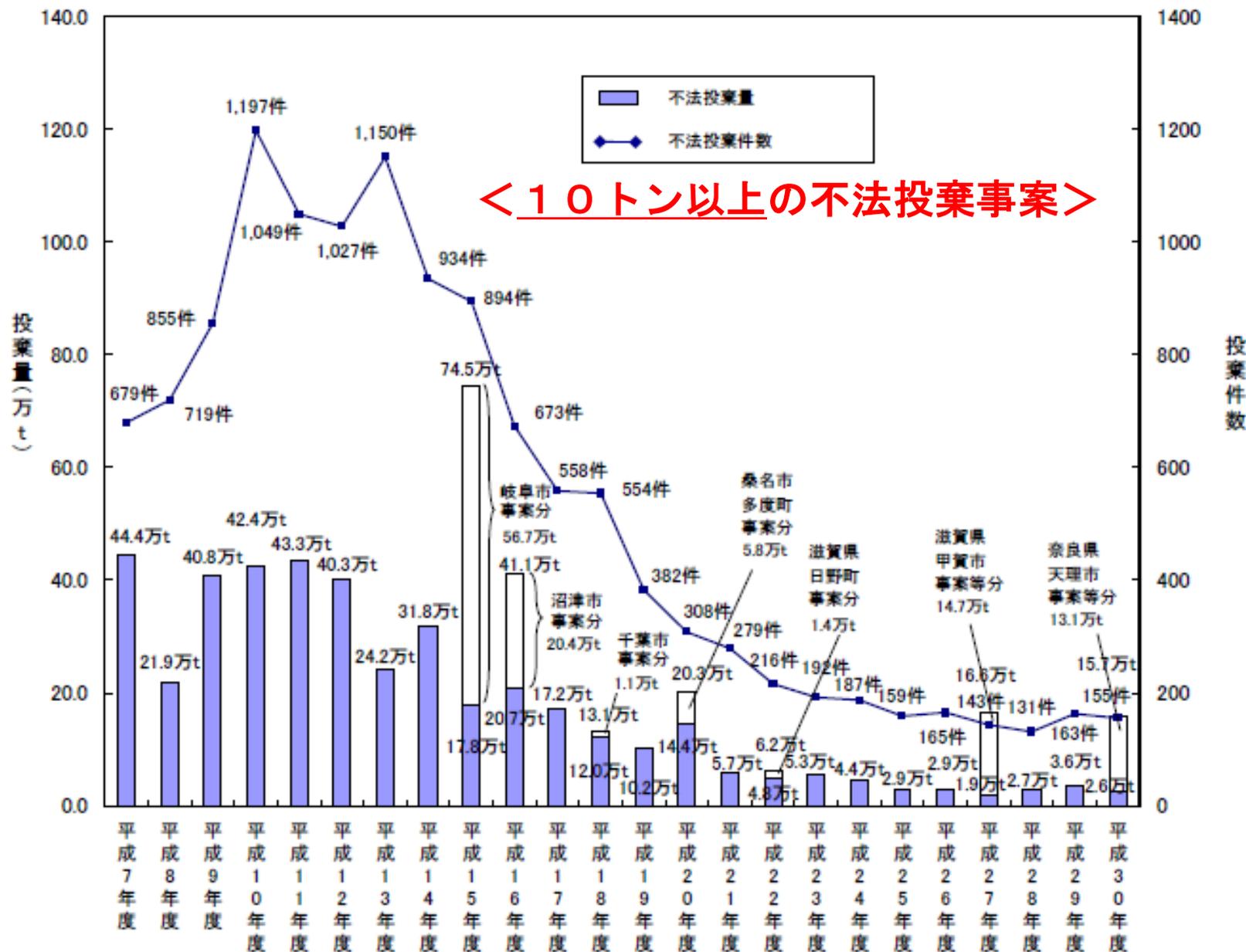
令和2年8、9月

三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物監視・指導課

1. 不適正処理事案の状況と 県の取組

不法投棄件数及び投棄量の推移(全国)



不法投棄された産業廃棄物の種類(全国)

平成29年度

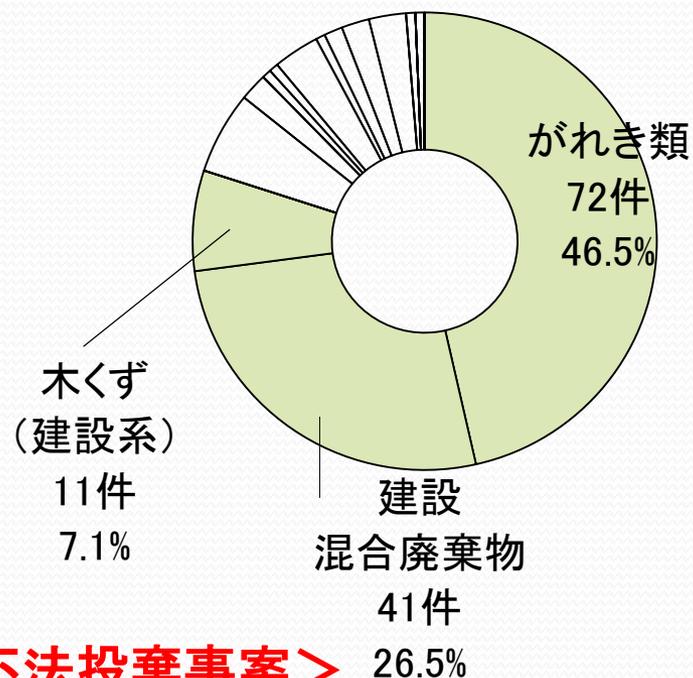
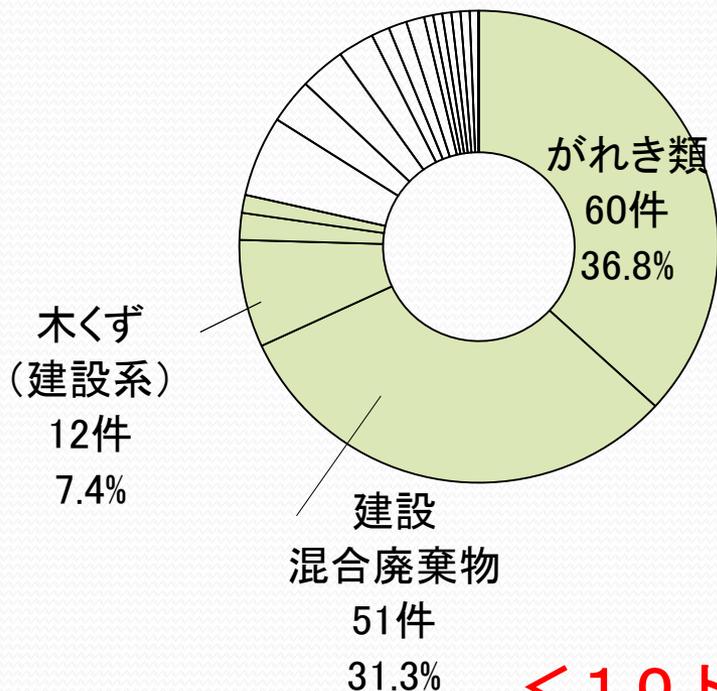
平成30年度

建設系以外廃棄物
計 35件 21.5%

建設系廃棄物
計 128件 78.5%

建設系以外廃棄物
計 31件 19.9%

建設系廃棄物
計 124件 80.1%

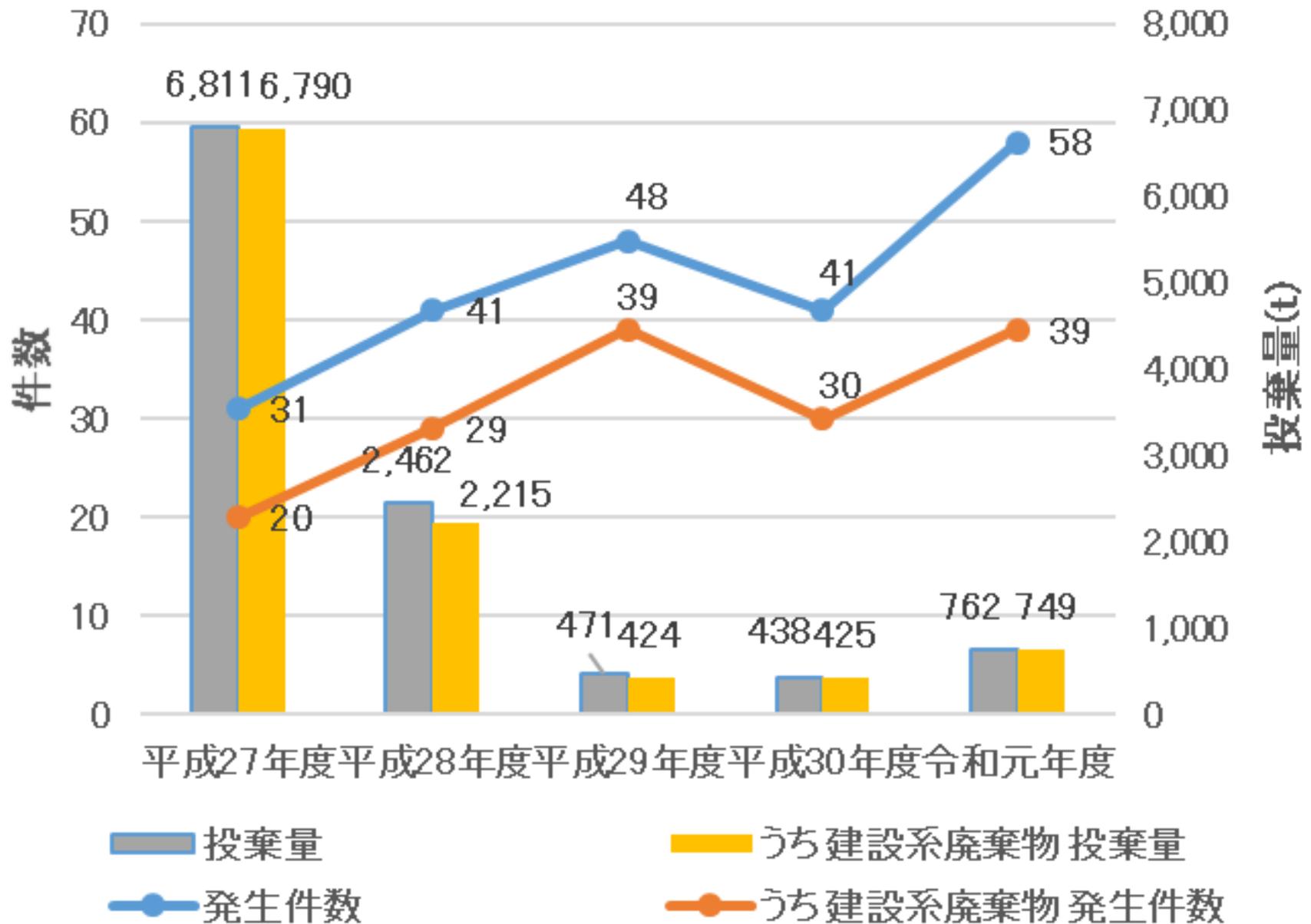


<10トン以上の不法投棄事案>

投棄件数163件

投棄件数155件

不法投棄件数及び投棄量の推移（三重県）



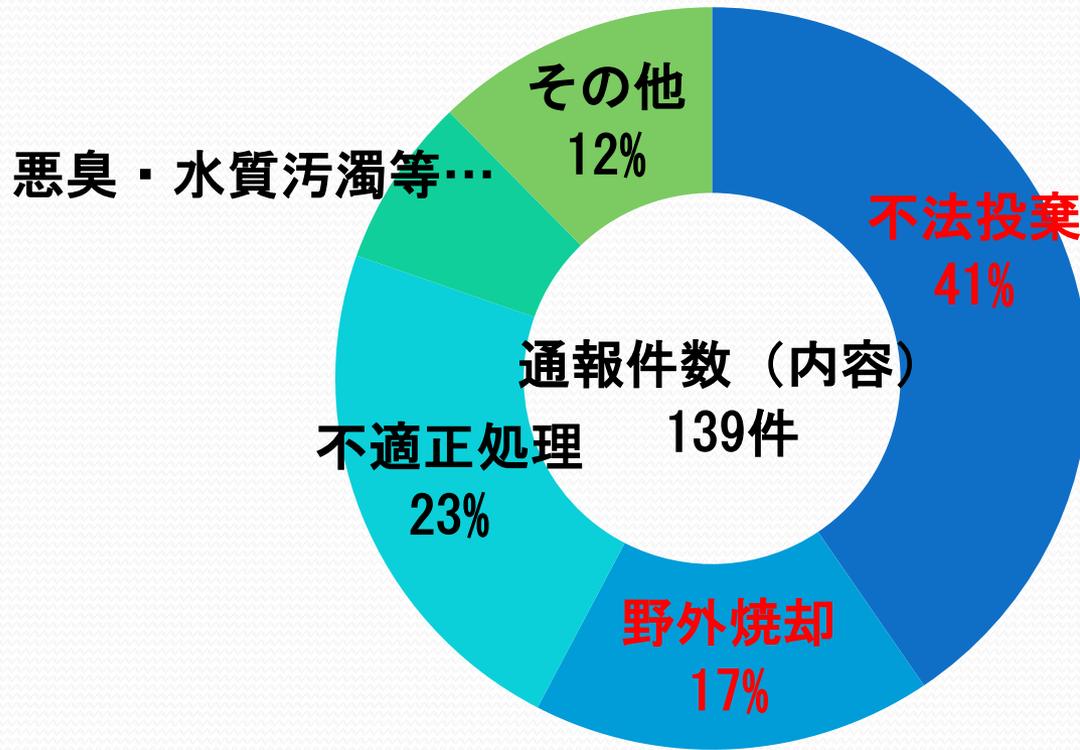
地域別の不法投棄件数の推移（三重県）

表 不法投棄の件数、建設系廃棄物の割合、地域別投棄件数

	H27	H28	H29	H30	R1	5年間計
確認事案の件数 (括弧内は量：t)	31 (6,811)	41 (2,462)	48 (471)	41 (438)	58 (762)	219 (10,944)
うち建設系	20 (6,790)	29 (2,215)	39 (424)	30 (425)	39 (749)	157 (10,603)
R2.3未撤去	6 (36)	9 (1,625)	9 (26)	19 (81)	39 (431)	82 (2,199)
地域別件数 1	鈴鹿(8)	松阪(13)	津(10) 松阪(10)	伊賀(13)	伊賀(15)	
2	津(7)	四日市(6) 津(6) 南志(6)		津(7) 南志(7)	津(11)	
3	松阪(6)		四日市 (7)		鈴鹿(8) 南志(8)	

件数は年々増加傾向にあり、建設系の占める割合が高い。地域別では近年は伊賀管内が多い。市町経由の事案がH27:10件、H28:22件、H29:13件、H30:12件、R1:18件。

当課に寄せられる通報内容の内訳



- ・不法投棄の通報が約4割
- ・次に多いのが野外焼却
- ・不適正処理とは、乱雑に廃棄物を保管してある、など
- ・通報件数は、
R元：139件
H30：123件
H29：92件
と増加傾向にある。
（早期発見の体制が構築された結果と認識）

図 令和元年度における監視・指導課への通報件数（内容）

監視・指導における通常の実事例

立入検査



路上検査



監視カメラ



スカイパトロール



ドローン



電柱広告
(H3 1. 1~)
※県内100箇所

見られてる!!
不法投棄は法律により罰せられます
不法投棄監視中
廃棄物ダイヤル110番
(三重県)
廃棄物監視・指導課
0120-538-184

建設系廃棄物対策

① 条例改正

令和2年3月「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（＝産廃条例）」を改正し、解体工事の元請業者の義務規定を追加

② 建設系廃棄物適正処理セミナー

条例改正の周知等を目的に県内8カ所でセミナーを開催

③ 解体工事現場集中パトロール

令和2年6～7月に建設リサイクル法の届出情報をもとに集中パトロールを実施。今後も継続予定

- 建設工事（解体工事）に伴い生ずる廃棄物の排出事業者は工事の元請業者（法第21条の3）
- 廃棄物処理法では、廃棄物の適正処理を担保するために、**排出事業者**に**重い責任（排出事業者責任）**を課している

2. 解体工事現場等集中パトロール

解体工事現場等集中パトロール1

- 建設系廃棄物の適正処理に係る取組として実施
- **廃棄物処理法に基づき**、建設リサイクル法にかかる解体工事の届出がなされている現場に立入
- 立入件数：270件（期間 6月29日～7月29日）

解体工事現場等集中パトロール2

不適正処理の事例：壁土が敷きならされていた。

解体工事現場等集中パトロール3

～立入結果の概要 確認された主な違反事例～

	違反事項（例）	違反条項	件数
①	無許可業者に産業廃棄物処理を委託	委託基準違反（12-5）	5
②	下請業者と書面の契約未締結	委託基準違反（12-6）	7
③	元請業者が管理票未交付 （下請業者が管理票を交付） ※交付はされていても下請業者が行う現場では元請業者不在の場合が多い。	管理票交付義務違反 （12の3-1）	5
④	車両表示なし、許可証不携行等	処理基準違反（12-1）	27
⑤	残置物・エアコン等を無許可業者が運搬	無許可営業（7-1）	3
⑥	残置物を産業廃棄物として処理	無許可営業（7-1）	1
⑦	標識の掲示なし（建設リサイクル法）	標識なし（33）	115

3. 解体工事にかかる廃棄物の 適正処理

元請業者が解体工事を委託する際の注意点1

◎元請業者は解体工事で発生した産業廃棄物の排出事業者（事業者）となり廃棄物を適正に処理する責任がある。

<参考>

法第21条の3 第1項

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

元請業者が解体工事を委託する際の注意点2

ア) 事前準備

- ① 残置物、家電4品目等の整理（工事発注者・許可業者による）
- ② 発生する産業廃棄物の収集運搬・処分の契約
 - ・ 下請業者に任せず元請業者が書面により事前に契約
 - ・ 処分先は年1回現地確認（産廃条例）
 - ・ 中間処理について、委託した産業廃棄物が適切に再生利用されるのか、最終処分されるか確認。
- ③ アスベスト
 - レベル1, 2他、レベル3（例えば、スレート、サイディング、石膏ボード、ケイカル板など）を調査

<参考>

法第12条 第6項

事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

法施行令第6条の2 第4号

委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

～以下略～

元請業者が解体工事を委託する際の注意点3

イ) 解体工事現場

① 残置物・家電の処理の確認

- ・ 工事発注者又は一般廃棄物収集運搬業者により撤去されているか。
- ・ 事業所の解体の場合、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の処理（**排出事業者は工事発注者**）

② マニフェスト交付

元請業者が産業廃棄物の引渡しと同時に交付

<参考>

法第12条の3 第1項

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合に於ては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

元請業者が解体工事を委託する際の注意点4

イ) 解体工事現場

③ 運搬車両、許可証等の携行の確認

④ 現場の施工体制の把握

元請業者の委託基準違反、下請業者（収集運搬業者の場合）の再委託基準違反に該当するおそれがある。

ウ) 解体工事完了後

① マニフェストの確認

交付したマニフェストが返送されたか確認

（B 2 票、D 票は90日以内（特別管理産業廃棄物は60日以内）、E 票は180日以内）

② マニフェスト交付状況報告等の報告

翌年度の6月末までに県に報告（電子マニフェスト分は除く）

元請業者が管理する土場に仮置きを行う場合の注意点

① 処理基準に適合した保管

- ・ 保管量上限は**平均搬出量の7日分**

例) 30m³/月のがれき類を搬入・搬出

⇒ 約7m³までしか保管できない

- ・ 周囲に囲いを設置、保管場所の掲示、高さ制限
- ・ 飛散流出防止措置、汚水等の浸透防止措置 など

② 事業場外保管場所の届出（法・産廃条例）

- ・ 保管場所の面積が300m²以上 （建設工事に伴い生ずるものに限る） …法
- ・ 保管場所の面積が100m²以上 …産廃条例

③ 下請業者が仮置き場まで運搬

- ・ 下請業者は産業廃棄物収集運搬業許可が必要
- ・ **事前に書面にて工事現場から仮置き場までの運搬契約**
- ・ **元請業者による管理票の交付**

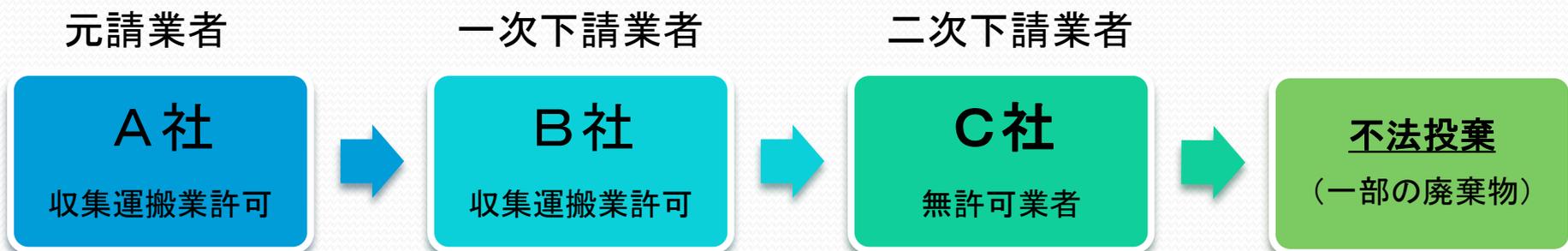
◎下請業者が保管する場合は産業廃棄物収集運搬業のうち積替え保管の許可が必要

4. 元請業者等に対する行政処分

ア) 工事の丸投げが不法投棄に繋がった事例

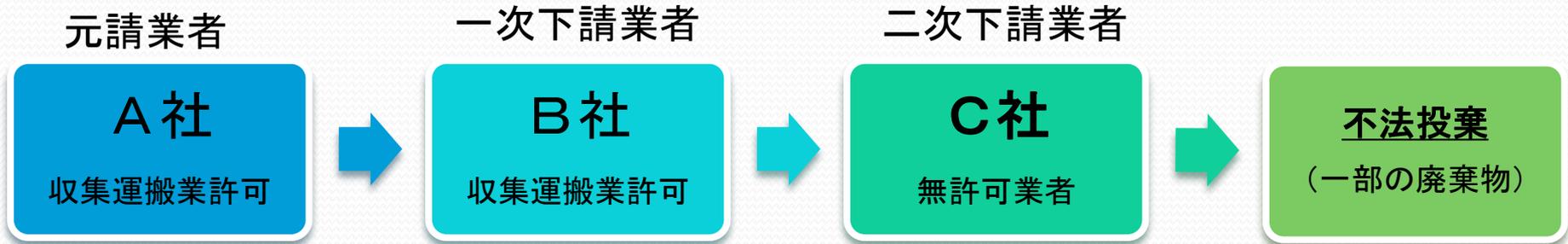
イ) 下請業者に仮置き場(元請業者管理)までの運搬を委託した事例

ア) 工事の丸投げが不法投棄に繋がった事例(1/4)



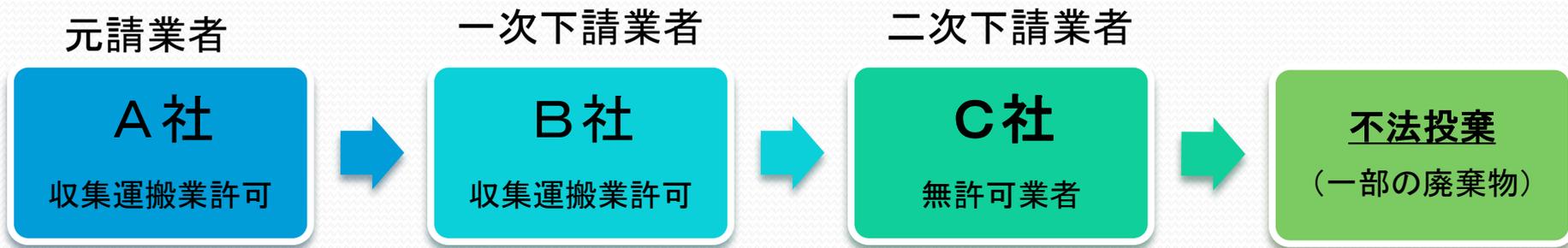
T市内における壁土の不法投棄現場

ア) 工事の丸投げが不法投棄に繋がった事例(2/4)



- 元請業者 A 社は解体工事と工事で発生した産業廃棄物の処理を B 社に委託した。(A 社は「排出事業者」と「排出事業場」のみを記入したマニフェストを事前に B 社に交付し、B 者に処分業者の選定も依頼)
- B 社は A 社から受注した解体工事を A 社と同じく解体工事と産業廃棄物の処理を C 社に再委託した。
- C 社は解体工事で発生した産業廃棄物の一部を不法投棄した。(不法投棄された産業廃棄物は、マニフェストが存在せず、A 社と処分業者の間で産業廃棄物処分委託契約が書面で行われていなかった)

ア) 工事の丸投げが不法投棄に繋がった事例(3/4)



	違反事項	法 対象条項	行政処分
A社	産業廃棄物処分業許可のないB社に産業廃棄物の処分を委託した。	第12条第5項 (委託基準違反)	停止90日
	B社にマニフェストを交付せずに産業廃棄物の引渡しをおこなった。	第12条の3第1項 (管理票交付義務違反)	
B社	産業廃棄物処分業許可がないにもかかわらず産業廃棄物の処分を受託した。	第14条第15項 (受託禁止違反)	停止90日
	A社から請けた産業廃棄物の収集運搬を許可のないC社に再委託した。	第14条第16項 (再委託禁止違反)	
C社	解体工事で発生した産業廃棄物を投棄した。 (投棄した時点では収集運搬業許可を取得していた)	第16条(不法投棄)	取消し

ア) 工事の丸投げが不法投棄に繋がった事例(4/4)

令和2年4月1日 伊勢新聞(15)より一部抜粋

イ) 下請業者に仮置き場までの運搬を委託した事例(1/3)



I 市内の廃棄物仮置き場

イ) 下請業者に仮置き場までの運搬を委託した事例(2/3)



- ・ X社は同社が元請業者である公共工事で発生した産業廃棄物を下請業者のY社、下請業者のZ社に仮置き場まで運搬させた。
- ・ X社は産業廃棄物の運搬をY社に委託する際、事前にY社と書面で契約を交わさなかった。

	違反事項	法 対象条項	行政処分
X社	産業廃棄収集運搬業許可のないZ社に産業廃棄物の運搬を委託した。	第12条第5項 (委託基準違反)	停止60日
	事前に書面で契約を交わさずに、産業廃棄物の収集運搬をY社に委託した。	第12条第6項 (委託基準違反)	
Z社	産業廃棄物処分業許可がないにもかかわらず産業廃棄物の運搬を行った。	第14条第1項 (無許可営業)	なし (警告)

イ) 下請業者に仮置き場までの運搬を委託した事例(3/3)

令和2年6月27日
伊勢新聞(15)より一部抜粋

5. 産廃条例の改正

条例改正の内容

- ①産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続きの見直し
- ②優良認定事業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化
- ③建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等 勧告・公表の規定あり
- ④土地所有者等への指導

①～④の施行は、令和2年10月1日

ご清聴ありがとうございました。